

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 清田 哲也

1 日 時

令和7年12月8日（月） 午後1時00分から
午後2時39分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

清田哲也、岡野涼子、麻生栄作、吉村尚久、玉田輝義、末宗秀雄

4 欠席した委員の氏名

井上明夫

5 出席した委員外議員の氏名

澤田友広、堤栄三

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 幡野徹 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第123号議案及び124号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第125号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 大分市佐賀関の大規模火災に伴う警察措置について、「大分県暴力団排除条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について、運転免許関係業務の受付時間の見直しについて、県立学校会計年度任用職員（非常勤講師）の逮捕について及び県立学びヶ丘中学校の開校準備の進捗状況について、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 仙川正朋
政策調査課政策法務班 主査 稲垣俊和

文教警察委員会次第

日時：令和7年12月8日（月）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：00～13：45

- (1) 大分市佐賀関の大規模火災に伴う警察措置について
- (2) 付託案件の審査
第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
- (3) 諸般の報告
 - ①「大分県暴力団排除条例の一部改正（案）」に関するパブリックコメントの実施結果について
 - ②運転免許関係業務の受付時間の見直しについて
- (4) その他

3 教育委員会関係

13：45～14：45

- (1) 合議案件の審査
第125号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について
（付託委員会：総務企画委員会）
- (2) 付託案件の審査
第123号議案 大分県立学校の設置に関する条例等の一部改正について
（土木建築委員会へ合議）
第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）
- (3) 諸般の報告
 - ①県立学校会計年度任用職員（非常勤講師）の逮捕について
 - ②県立学びヶ丘中学校の開校準備の進捗状況について
- (4) その他

4 協議事項

14：45～14：55

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

5 閉 会

会議の結果

清田委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は都合により、井上委員が欠席しております。また、本日は、委員外議員として澤田議員、堤議員に出席いただいております。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言をお願いいたします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案2件及び総務企画委員会から合議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に先立ち、執行部から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

幡野警察本部長 警察本部長の幡野でございます。

清田委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様方におかれましては、平素から警察活動の各般にわたり御理解と御支援を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

先日、大分市佐賀関において大規模な火災が発生をいたしまして、1名の方がお亡くなりになるとともに、非常に多くの家屋が焼損するという事態になりました。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。

今回の火災では、警察本部といたしましても県警察の災害警備本部を設置いたしまして、県と連携をして対応にあたったところでございます。警察の活動状況等につきましては、この後、警備部長より御説明をさせていただきます。

本日の委員会では、付託案件1件について審査をいただき、またその後、諸般の報告として大分県暴力団排除条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果についてほか1件の案件を説明させていただきます。

それぞれにつきましては、担当部長等から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

古長警備部長 それでは、佐賀関大規模火災の警察措置について、御説明をいたします。

本年11月18日夕方に発生した佐賀関の大規模火災につきましては、110番通報により認知した後、広範囲に延焼している状況から、警察本部と大分東警察署にそれぞれ災害警備本部を設置し、本日まで、延べ約1,900名が現場の警戒活動をはじめとする各種警察活動に従事しております。

災害認知時、大分東警察署では署員を招集して、住民の方々の避難誘導と交通規制にあたりました。署員は住民の方々や消防隊と協力して、足腰の弱い高齢者の方々を支えながら安全な漁港方面まで誘導するなどしたほか、延焼が拡大をする状況を受け、さらに漁港付近から警察車両を使って避難所である市民センターまで搬送するなど、住民の安全確保のための対応を行いました。

また、警察本部では、自動車警ら隊等を現場臨場させ避難誘導の応援にあたらせるとともに、県警ヘリコプターぶんどを派遣しまして、上空からの情報収集を行いました。操縦士によりますと、当時は北西方向から非常に強い風を受けておりまして、火災の影響で上昇気流が生じて気流が乱れた状態であったということで、これらの状況から、安全を確保しつつ情報収集を行ったというふうに聞いています。

その際の映像を今回御覧いただこうと思います。お手元では、文教警察委員会説明資料2ページ資料1になるんですけど、その映像を御覧いただきたいと思います。

〔動画再生〕

これは、発災から約6時間後の午後11時20分頃の状況を現場の南西側から撮影した状況です。画角が変わってからは南側から撮影したもので、被災地から約1.4キロメートル離れ

た蔦島、こちらに飛び火をした状況が確認できます。近づいてからは、これは蔦島を西側から撮影したものです。夜間、島の西側が激しく延焼している状況が御確認できるかと思えます。

続きまして、文教警察委員会説明資料3ページ資料2にあたる映像でございます。

これはその後、午後11時26分頃の現場を西側から北側に移動しながら撮影した状況となります。右側が漁港付近となります。火災の中心となる田中地区の状況、それとその南側と東側の丘陵地で多くの飛び火が確認できるかと思えます。映像は以上となります。

この映像につきましては、県や市の方にリアルタイムで配信をしまして、情報共有を行って現場の状況の把握に活用されますとともに、その後、報道機関の方にも提供をしております。当時、相当な強風が吹いていたことにより被害が大きく拡大したことが、この映像からよくお分かりいただけるかというふうに思えます。

また、各種捜査活動として、火災現場から発見された御遺体の検視、身元の特定や現場の実況見分を行ったほか、安否不明者の確認を徹底するために大分市と協力をしまして、一人一人再確認を行いました。その活動の中で、発災時に被災地で目撃された後に連絡が付かない人がいるというような情報提供もございまして、その件を速やかに調査して県外での所在を確認するなど、御遺体で見つかった方1名以外には行方の分からない方はいらっしゃらないことを確認いたしました。

続きまして、お手元資料の4ページを御覧ください。

発災以降、現地に警戒要員を配置しまして、現場の交通規制や窃盗被害等の防止のための警戒警ら活動を行っております。消防法に基づく現場の規制は11月29日午前10時をもって解除となりましたが、被災地の警戒警ら活動につきましては24時間体制で継続しております。さらに、犯罪の予防等に資するため街頭防犯カメラを設置して、被災地の安全安心の確保に努めております。

次に、資料の5ページを御覧ください。

発災後、避難所等での防犯の呼び掛けや相談対応等を行っております。この中で要望のありました運転免許証の再交付の手續に関しまして、被災者の負担が最小限となるよう、避難所に臨時の再交付窓口を開設いたしました。なお、被災された方を支援するため、運転免許証の再交付の手数料をはじめ、手数料の一部を全額免除とする措置を取っております。

今後、被災者の皆さんへの支援は、生活再建へとシフトしていくものと承知をしております。県警察としましても、被災された方々の心情に寄り添い安全と安心を守る活動を行うことで、これらを支えていきたいと考えております。

清田委員長 それでは、審査に入ります。

まず、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

安藤会計課長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、警察本部関係について、御説明いたします。

文教警察委員会説明資料の6ページを御覧ください。

表の数字が入っている一番左から補正前の既定額、真ん中が補正額、一番右側が既定額に補正額を足した総額というふうになっております。資料上段の第9款警察費の補正額は5億275万9千円の増額で、これを既定額に加えますと、補正後の総額は287億308万3千円となります。項別では、補正額の全額が第1項警察管理費でございます。

その内容につきまして、令和7年度補正予算に関する説明書により、御説明をいたします。

資料の7ページを御覧ください。

今回の補正予算額は、第2目警察本部費の給与に係るものでございます。具体的には、節の区分及び金額の欄に記載のとおり、一番上の給料が2億4,525万1千円の増額、その下の職員手当等が2億3,354万6千円の増額、その下の共済費が2,396万2千円の増額となっております。いずれも本年度の給与改定に伴い増額となるものでございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

堤委員外議員 補正とは関係ないんだけど、さっきの佐賀関のやつな。ちょっと気になったのは（「それちょっとまた後ですりゃいい」と言う者あり）火事場泥棒の問題でね、そういうのが実際にあったんか、なかったかというのが分かれば、少しだけ。（「予算」と言う者あり）さっきの流れの継続じゃんか。

清田委員長 まあ、どうぞ。

古長警備部長 現時点で、現場での窃盗等の被害は確認されておられません。（「分かりました」と言う者あり）（「その関係はどこでしますか」と言う者あり）

清田委員長 その他でやりましょうか。佐賀関で聞きたいことがあるでしょうから。（「そうして」と言う者あり）先に議案をやりますので。それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は教育委員会関係の審査の際に、一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がございましたので、これを許可します。

それでは、①の報告をお願いします。

福岡刑事部長 大分県暴力団排除条例の一部改正（案）に関するパブリックコメントの実施結果について、御説明をさせていただきます。

文教警察委員会説明資料の8ページを御覧ください。

前回9月の文教警察委員会でも御報告させていただきましたが、県警では、資料記載のとおり、大分県暴力団排除条例の一部改正を予定しております。

条例を改正するにあたり、本年10月1日から10月31日までの1か月間、県庁ホームページや各警察署等に資料を備え付けるなどの方

法によりパブリックコメントを実施しましたが、県民の皆様からの御意見はございませんでした。

本改正条例案につきましては、令和8年大分県議会第1回定例会に上程することを予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別に御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

後藤交通部長 運転免許センター及び警察署における運転免許関係業務の受付時間の見直しについて、御説明いたします。

文教警察委員会説明資料9ページを御覧ください。

今回の見直しは制度改正等への適切な対応を目的とするものであり、現在、日曜日から金曜日までの週6日としている運転免許センターにおける免許更新等の取扱日について、金曜日を休業日として日曜日から木曜日までの週5日とするとともに、現在、木曜日を免許試験の休業日にあてているところを、これを金曜日に変更するものでございます。

また、警察署と一部の幹部交番における免許窓口の受付時間について、12時から13時までの間を休業時間、いわゆる昼休業とするものでございます。

昨年度はマイナ免許証の運用開始という大きな制度改正がありましたが、運転免許センターでは免許更新等を週6日取り扱っていること、また、年間を通じて多くの県民が来庁して日中は来庁者への対応を優先することから、制度改正への対応は勤務時間外に行うことが常態化しておりまして、前年度から時間外勤務が大幅に増加いたしました。

また、現在、警察署の免許窓口では業務委託先の職員が交替で昼の休憩を取得しておりまし

て、配置人数の少ない警察署では十分な時間を確保できない状況となっています。

今後、令和7年10月から厳格化された外免切替や警察庁において現在検討が進められているモバイル免許証の導入等の制度改革への適切な対応が求められており、現状のままでは時間外勤務の大幅な増加等、業務負担が過大になることが懸念され、職員の健康管理への配慮など勤務環境の改善を図り、長期的視点から県民サービスの質を確保するための検討が必要な状況となっています。

そこで、免許更新等を週5日とする他県の状況等を確認したところ、既に7県が見直しを行っており、休業日の来庁者が他の曜日に均等に分散して効率的に運用されていることなどから、本県も運転免許センターにおける免許更新等の取扱日を週5日とするとともに、警察署の免許窓口の昼時間帯を休業時間——昼休業とする見直しを行うこととするものでございます。

なお、金曜日に運転免許センター自体を閉庁する訳ではなく、免許証の再交付などの手続のほか、金曜日が免許証の有効期間の末日となる方や別日に手続ができないなど特別な事情がある方については、引き続き柔軟に対応してまいります。

今回の見直しについては、来年1月13日から試行運用を行った上で、4月1日から本運用を開始する予定です。県民の皆様方に対しては、各種広報等により十分な周知を図ってまいりたいと考えております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

それでは、さきほど皆様方からありましたように、冒頭の佐賀関に関する火災について、質疑、御意見等を承ります。警察の所管内で、所

管外のことはお答えできないということをお含みおきの上、質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 まず、災害パッケージ予算という形で、今回、知事が答弁をされたんですね。警察に関わる部分というのは、そういった災害パッケージ予算の中にちゃんと含まれているのかどうか。今回の対応等でも問題がなかったのかどうか。その辺どうなっているかというのが分かれば、分かる範囲でお答えください。

それから、映像は18日の23時頃からの映像で、私があの日知ったのが20時半か21時前だったかな。もう既に10戸ぐらい燃えている、大変なことが起こっているということを知ったんですけどね。そのとき真っ先に心配したのが、やっぱりあそこに行く国道197号線。1車線で消火車両とか行くだけでも距離もあるし、大変だろうな。あそこからの商店街、北から南に抜ける道路、こういったやつをまず交通規制しないと大変なことになるだろうな。こういったとき、マスコミの方が来ているけん申し訳ないけれども、彼らが先に行ってしまう、いわゆる機材を搬入したりとか、いろんな部分の影響が、支障が出るんじゃないかな。そういったことを真っ先に規制する、交通規制をする必要があるんだろうと思っていたんですけど。もう既に23時の時点で、数時間前に10戸でも大変だと思っていたのが、これだけ延焼しているというのでびっくりしたんですけど。

実際に、県警のヘリが通知を受けて飛び立つまで普通何分かかって、県央空港から、違うのか。機動隊、どこになるのかな、今。（「大分空港から」と言う者あり）大分空港からね。あそこまでの時間がどれぐらいというのを大体認識しておく必要があるかと思うので、今回そのあたりがどうだったのかということと、県警のヘリには風速計というのが付いているのかどうか。その辺ちょっと教えてください。

安藤会計課長 さきほど言った災害パッケージ予算ですけれども、この火災に関して、警察で何かを購入したとか、今後何か必要だということではなくて、ある資機材の中で対応していますので、県のパッケージ予算の中に警察は入って

いないです。（「入れてもろうてねえんやろ」と言う者あり）入れてもらっていないというよりも、特に何か新しいというの、またちょっと来年度予算です。（「よくその辺研究しておいて、確認しておいた方がいいと思いますんで」と言う者あり）分かりました。ありがとうございます。

古長警備部長 ちょっと回答が前後するかもしれませんが、うちの航空隊の本拠については大分空港の方に置いてございます。そちらからの出航となります。今回、大分空港からいわゆる現場、佐賀関のところまでは、通常の飛行でおおむね10分から15分程度という形です。ただ、夜間ということで、夜間は目視が利きませんので、計器飛行というのをやらなければいけません。それで若干時間がかかる可能性、そのときの雨だったりとかいう気象状況がありますので、おおむねそれを基準に考えて行っております。

あと、風速計というのは、基本的に飛行機は飛んでおりますので、いわゆる機体に受ける風がどのぐらいの強さかというのは通常積んでおりません。実際の機体の速度が分かるようなものですので、機体を受ける風の強さというのは通常セットはないということでございます。

また、実際、いろんな事案があって出動するというようなときは、ちょっとなかなか一概に何分でというのが言えません。そのときの機体の整備状況ですとか、いわゆる招集の状況だとかありますので。今回は実際火事がどんどん延焼しているという状況から、実際情報収集の必要があるということで判断をしまして、そこからという形になりますので、この時間になったというようなことでございます。

麻生委員 県警のヘリがいろんな意味で機能したということで、ありがたいことで、引き続きしっかりやってほしいなど。

あわせて、今回自然災害に認定されるにあたって、風速というか、こういった部分は非常に厳しくて、海上保安庁であるとか自衛隊とかいろんなところでかき集めて、この風速というのを確認、近場のやつを確認して行ったという経

過があるのですよね。そういう意味で、県警のヘリコプターが飛んでいたら、ホバリングしておけばそこで風速ぐらい測れるぐらい、今度更新するときにやっておいたらいいんじゃないかなど。そういったことも想定して、ありとあらゆる条件とか、現地で確認できることというのは何があるのかなということもこの際検証して、更新時にそういった部分の準備しておく必要があるかなと思ったものですから、引き続き研究してみてください。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で佐賀関大規模火災の関係を終わります。

この際、何かありませんか。

末宗委員 昨日かおとといテレビを見よって、NHKで未解決事件というのをやりよって、おとといかなんかは赤軍ハンターというのをやりよったんだけどね。本部長も赤軍ハンターには入っちゃらせめえけど。（笑う者あり）

大分県で、そのテレビの一連で、別府の未解決事件に、あれは交通事故じゃない、何ち言うんかよう分からんけど、あれが出ちよったんだけどね。大分県に未解決事件っち何件ぐらいあるんかなっち思ってね。ちょっとお聞きしたいんだけど。

福岡刑事部長 未解決事件という言い方が正しいかどうかということはちょっと別にいたしまして、現在も捜査本部が継続している事件に関しましては3事件ございます。（「3件」と言う者あり）はい。

一つは、大分市松岡における郵便局長被害の強盗殺人事件、それから宇佐市四日市における殺人事件、そして別府市における大学生等の交通ひき逃げによる殺人、殺人未遂、道路交通法違反事件のこの三つの事件でございます。

末宗委員 豊後大野市か何かで行方不明の女性があるじゃない。あれは解決したんかな。（「大分市。五條堀さん」と言う者あり）いつもテ

レビで出よったやない。あれは解決したん。

福岡刑事部長 五條堀さんに関しましては、まだ行方不明ということでございます。

申し訳ございません、事件という言い方というようなことで、現在は行方不明ということで捜索は引き続き継続しておりますけれども、そういった刑法犯を含めた事件という言い方では、捜査本部を設けておるのはさきほど申し上げた3事件でございます。

末宗委員 あとはもう時効やね。殺人は無制限になったけど、そうなる前の事件で、あとは終わっているわね。

福岡刑事部長 平成の前半以降、時効を迎えた時点に関しては、当時、刑法改正に至る前の事件に関しましては時効を迎えております。

今申し上げた3事件のうち一番古いのは、平成10年の松岡郵便局長の強盗殺人事件でございますけれども、これも既に27年というところでございますので、引き続き被疑者検挙に向けて、捜査を続けてまいりたいというふうに思っております。（「分かりました」と言う者あり）

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかにないようですので、これももちまして、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わりますので、少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

清田委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は都合により、井上委員が欠席しております。また、委員外議員として澤田議員、堤議員に出席いただいております。

それでは、議案審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山田教育長 教育長の山田でございます。

清田委員長をはじめ、文教警察委員の皆様におかれましては、平素から本県教育行政の推進に多大なるお力添えを賜っておりますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、先般の佐賀関の大規模火災で被害に遭われました皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

ここで、教育委員会関係の状況につきまして、一言御報告を申し上げます。児童生徒、教職員とも人的被害はなく、教育施設や文化財等の物的被害もありませんでした。そうは申ししましても、こどもたちにとりましては、今回の火災から受けた心理的ショックやストレスは非常に大きなものがあつたのではないかと考えられることから、今後も引き続き大分市と連携して、スクールカウンセラーの派遣等、心のケアにしっかりと努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日は合い議案件1件、付託案件2件、諸般の報告2件となっております。それぞれ担当課長から御説明を申し上げます。

神屋教育人事課長 第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

説明資料の2ページを御覧ください。

1改正理由にありますように、毎年、人事委員会が県内民間と県職員の給与水準を比較し、国や他県の動向等も考慮の上、勧告を行っておりますが、今年度は月例給、ボーナスともに引上げの勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情も考慮の上、一般職員などの給与改定を行うものです。

なお、給与条例の改正につきましては、通常は総務企画委員会に付託されるものですが、今回は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正による教職調整額の引上げなど、教育職員に係る大きな給与制度の改正が行われることから、文教警察委員会にも合い議の審査をお願いするものです。

次に、2改正内容について、御説明いたします。一般職員の欄にありますように、人事委員会勧告のとおり給料及びボーナスの引上げを行

うとともに、宿日直手当の引上げや通勤手当において駐車場利用分を手当てするなどの改正が行われます。こちらにつきましては、教育職員を含め全ての一般職員に適用されるものです。

下の段の教育職員について、説明いたします。まず、上二つの給料及び教職調整額です。給特法の改正に伴いまして、教職調整額を現行の4%から10%まで令和8年1月から毎年1%ずつ引き上げるとともに、教職調整額支給対象外の校長や教頭などの管理職につきましては、給料月額に加算措置の引上げを行います。具体的には、県立高校及び特別支援学校の管理職は3,800円、小中学校等の管理職は4千円、現行の加算額より引上げを行うものです。

下の義務教育等教員特別手当につきましては、こちらも給特法の改正に伴うものですが、現在は職員の職務の級や号給に応じて支給しているものを、校務の種類やその困難性等に応じて支給できるようにするための改正を行うものです。具体的には学級担任への加算を想定しておりまして、学級を担任している職員には3千円を手当に加算する予定です。学級担任への加算につきましては、条例改正後に人事委員会規則の改正を行うこととなります。

その下の特殊勤務手当ですが、一番上のポツにありますように、複式学級の担任に支給される多学年学級担当手当につきましては、現在日額290円を支給しておりますが、学級担任に義務教育等教員特別手当が加算されることに伴いまして廃止いたします。

下の二つのポツにつきましては、夜間中学大分県立学びヶ丘中学校の開校に伴いまして、事務職員は日額200円、教育職員は給料月額の5%の手当を措置するものです。こちらの手当につきましては、高等学校の夜間定時制課程の職員へ支給される手当に準じて措置するものです。

また、上の一般職員の欄の一番下の特殊勤務手当でございますけれども、国が船員作業に関する特殊勤務手当を新設したこと等を踏まえまして、大分県立海洋科学高等学校の船員についても同様の手当を新設するものです。

任期付職員から非常勤の顧問等までにつきましても、それぞれ人事委員会勧告に準じて給料やボーナス等を引き上げるものです。

次に、説明資料の3ページをお開きください。参考といたしまして、改正条例一覧を記載しております。それぞれ改正条例の対象者及び主な改正内容を記載しております。

最後に、3施行日・適用日についてです。施行期日について、給与改定分につきましては公布の日から施行することとしております。適用日につきましては、一般職員等の給料の引上げ等は令和7年4月1日から適用し、令和7年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の改定は、基準日である令和7年12月1日からの適用するものです。

また、さきほど説明いたしました給特法改正に伴う教職調整額の引上げや義務教育等教員特別手当の改正等につきましては、令和8年1月1日施行とし、夜間中学開設に係る特殊勤務手当の創設等につきましては、令和8年4月1日施行としております。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

吉村委員 まず、学級担任手当が3千円ということなんですけれども、これが高いのか安いのか判断がなかなかつかないところがあるんですけど、その3千円とした根拠が何かということについて、まずお伺いしたいと思います。

神屋教育人事課長 教職特別手当の部分につきましては、めりはりのある給与を支給するところ国の方針という考え方でありまして、その職務の困難性というところを見て、そこに今一律で大体号級に応じて約1.5%支給されている特別手当の部分を1%にして、それを困難性を重視して、今回について言いますと、学級担任手当の方に3千円ということとされています。

この3千円の根拠につきましては、国の方から3千円ということが示されておりますので、詳しい根拠というところが御説明できないんですけれども、一応3千円というところで国から

示されておりまして、これを基に改定を行うということになっています。

吉村委員 もしその具体的な部分に分かれば、また教えていただけると思うんですけども、学校においてとか、学年においてとか、やっぱりチーム学校とかチーム学年というような考え方がある中で、担任だけが子どもと接しているわけでない。担任としてももちろんそうやって保護者対応だとかも含めてやるんですけども、それもほかの担任外の先生たちと一緒にやっているということも含めて、そこに担任だけ手当を付けるのはいかがなものかという意見ももちろんあるんですけども。一方、今、教員不足だとか若い教員が増えてくるという中で、県教委の方も研究されているかと思うんですけども、いわゆるチーム担任制というか、複数担任制、学年担任制とかいろいろ呼び方があると思うんですけども、これもまた大分県の中で、今後多分研究されて導入していく学校等も出てくるのではないかと思うんですね。こうなったときの複数の担任ということ言えば、全教職員が担任となりますよということになったときには、それはそれで担任手当が全ての教員に付くということの考え方でよろしいんですかね。

神屋教育人事課長 複数担任制の場合につきましても、いわゆる学級担任加算の対象にはなるというところで国から示されておりまして、それを踏まえて、そういう形になっていったときには検討するというか、考えていくことになろうかと思えます。

吉村委員 特別支援学級の担任については、今回、何か減率するとかいうことになっているんですかね。

神屋教育人事課長 今回の改定で、特別支援級のいわゆる何かを減額するとかそういうことではないです。今、国の方で調整額の部分をどうするかという議論はされていますけれども、今回については、そこは特に減額するとかはありません。

麻生委員 個別具体の改正については特に指摘をすることはないんですけども、会計年度任用職員の仕組み。例えば、退職金をもう先に払

ってて、それで会計年度任用職員として定年退職後に、単年度契約なのか複数年なのかを含めて引き続きやっている。しかし、もう退職を一旦したもんやから、たがが外れていろいろ問題を起こしているケースもあるみたいなので、その辺の仕組みはどうなっているのか、ちょっと説明してもらえます。

神屋教育人事課長 申し訳ありません。それは、正規の教員として働いた後の話ですかね。（「はい」と言う者あり）

いわゆる今60歳を迎えた後は、継続任用という形で、いわゆるフルタイムで退職せずにそのまま働いて、いわゆる退職年齢になったときに退職金の支給を受けるというのが継続任用。その場合、給料については7割になりますが、定年年齢になったときに退職金の支給を受ける。その後、例えば年金が支給されるまでの間、いわゆる暫定再任用職員ということで、これは暫定と付いているのが昔は再任用職員という名前だったんですけど、いわゆる定年年齢が65歳までいったときにはもう再任用制度というのがなくなりますので、令和13年度にですね。今の期間は暫定再任用制度ということで残る。それはもう一旦退職した後に年金支給年齢まで、いわゆる身分の保障と言いますか、再任用としてフルタイムで働いていただくというのが一つ。

あと、60歳になったときにフルタイムで継続して任用を希望されるのか。いわゆる短時間で勤務したいという場合には60歳で一旦定年して退職金を受けた上で、いわゆる再雇用非常勤という形で短時間勤務をするというのと、定年前再任用短時間勤務職員という制度がありまして、フルタイムじゃなくて短時間で勤務するところを選べるようになっています。

麻生委員 そういった制度がいろいろあるというのが、今分かったんですけどね。要は、たがが外れんようなしっかりできるような仕組みということも大事じゃないかなと。そのところをしっかりと確認した上で、これは契約事項ですからね。人事契約ですから。教育者である以上はやっぱりそこら辺を踏み外すことがないような形の、県教委としてしっかりそこは制度とし

て、仕組みとしてありますよということはいっ
かり維持・担保しておいてもらうことを求めて
おきたいと思います。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はござ
いせんか。

堤委員外議員 さっきの教職調整額の関係で、
今後10%に引き上げるという話ですよ。ち
よっと確認したいのは、さきほど特別支援学校
とか教員、支援学級の教職調整額が今付いてい
ますよね、そういう職員に対して。それを減額
しないで、結局1%を今後、それはそういう先
生たちも含めて、減額せずに1%ずつずつと6
年間をするという認識でいいのかなというの
が一つ。

それと、もう一つは、いろいろ調整額の問題
というのはやっぱりあるんだけど、結局、上げ
ればいいという問題でもないわね。結局、現場
の短時間に、時間を短縮することによって、働
き方改革をすることによって、職場環境を良く
するというのが前提なんよね。ただ、これはも
う10%上げることによってその分だけ働けと
いうんじゃないで、待遇改善という立場です
ると思うんだけど。そこら辺、その指導という
のはどういうふうにするんだろうかなというの
がありますので、その2点教えてください。

神屋教育人事課長 教職調整額の1%から10
%まで上げていく部分については、特に校種で
何か違いがあるとかそういうことはありません。

さきほど、特別支援学級とかその調整額つ
て、あれは勤務の特殊性に応じて調整数とい
うのが付いてそれにある程度定額を掛けて支給
するという、その教職調整額とはまた別の仕組み
がありまして、その部分をちょっと見直す方
向での議論が国で今されているところですが、
でも、教職調整額についてはいわゆる超勤、超
過勤務手当見合いというところですので、これ
は校種に関わりなく皆さん対象で上がっていく
という形になります。

あと、10%に上げたことによって超勤を、
長時間勤務を助長するというか、そういうこと

にならないように、あくまでこれは今の教員の
働き方の部分で、やはりなかなか命令に基づい
てやる部分と自主的にやる部分がなかなか明確
にならない中で、4%が余りに低過ぎるため1
0%に上げていくということなので、これで今
以上に働けというメッセージではないです。

あと、短時間、例えば育児短時間勤務とか、
そういう働き方の部分とかで、やっぱり育児し
やすいとか働きやすい体制づくりというのは、
やっぱりしていかないといけないかなという
ところはありますので、引き続きそこは、今、育
児短時間を取られた方については短くなった分、
非常勤講師を充てるようにするとかでサポート
していくとか、そういうところはしっかりやっ
ていきたいと思っています。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これ
より採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分は、原案のと
おり可決すべきものと、総務企画委員会に回答
することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案のうち本
委員会関係部分については原案のとおり可決
すべきものと、総務企画委員会に回答する
ことに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第123号議案大分県立学校の設置に関する
条例等の一部改正についてですが、本案につ
いては関係する土木建築委員会に合議して
いることを申し添えます。それでは、執行部
の説明を求めます。

深藏教育財務課長 資料の4ページを御覧
ください。

第123号議案大分県立学校の設置に関する
条例等の一部改正についてのうち、教育委員
会部分について、御説明いたします。

1改正理由ですが、別府市が実施する住居
表示事業に伴いまして、県立学校の位置の
表示について、規定を改正するものでござ
います。

2 改正内容は、大分県立別府支援学校の別府市大字鶴見四、二二四番地が別府市荘園町五六番六八号に、以下、大分県立別府支援学校鶴見校、大分県立別府支援学校石垣原校の表示も同様に改正するものでございます。

3 施行期日ですが、別府市の指定日に合わせて、令和8年1月10日でございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について、合い議をしておりました土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきものと、全会一致をもって決定したという報告を受けております。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

深藏教育財務課長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）の本年度の給与改定に伴う給与費について、教育委員会分を説明いたします。

説明資料の5ページを御覧ください。

第10款第1項教育総務費の補正予算額のとおり、給与費は20億6,144万2千円の増額となっております。内訳としては、給料が1億1,412万8千円、期末・勤勉手当や給料改定のはね返し分を含めた職員手当が8億7,124万2千円、共済費が7,607万2千円でございます。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から

質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 今回のこの補正予算そのものはよろしいんですが、ちょっと確認なんですけれども、さきほどの佐賀関の災害に関しての報告もありました。

例えば、知事から今回の災害対応、教育関係も含めて災害パッケージ予算を活用するという答弁がございましたけれども、その中で、今回避難所にいらっしゃっている、あるいは田中地区の小中学生が3人。例えば、避難所をこれから移るといった場合に、転校の必要があるのかとか。そういった場合に、移動に関して、例えばスクールバスみたいな、タクシーで送迎するとかいったことも出てくるのかな。そういった形の中で、今回、災害パッケージ予算の活用、これまで何かしていることがあるのかどうか。そしてまた今後、その枠の中だけでいいのか。補正予算として、今申し上げたような必要性がないのかどうか。このあたりについて、ちょっと説明をいただければ幸いです。

深藏教育財務課長 現時点ではそのような予算の活用予定はございませんが、今後そういった状況がもし出てくれば、そこは検討する必要があると思っております。（「まだないの」と言う者あり）はい、ございません。

麻生委員 是非その辺、多分、福祉保健部とか、仮設住宅をどうするかとか、みなし仮設だとか、どこにどう住むかとかいうのも、転校とか、お子さんじゃ判断できないことですから。その辺を含めた条件とか、しっかり寄り添った形の中で、こういうパッケージ予算の中で対処できるならできるとかいった形の情報提供も含めて、しっかり被災者に寄り添うということはそういうことですから。そこのところは、しっかり市とも連携を図って取り組んでいただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。

あわせて、例えば、避難所でいくと知的障がいの方が、確かお二人ほどいらっしゃるのかなと。年齢を確認しておけばよかったですけれども。避難所も1階ではなしに皆さんと違って2階の方で、そういうスペースを確保するとかいうような動きもしているやに聞いていますけ

れども。例えば、特別支援教育段階で、そういういろんな療育手帳だとか、もろもろの情報は特別支援課の、かつてになるのか今になるのか、先生方が一番詳しいかと思しますので、そういった部分をひっくるめて、寄り添った形での御支援をお願いしておきたいと思えます。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査いたしました警察本部関係部分と併せて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

神屋教育人事課長 県立学校会計年度任用職員（非常勤講師）の逮捕について、御報告いたします。

委員会資料の6ページをお開きください。

令和7年11月28日金曜日午後0時44分、県立学校会計年度任用職員（非常勤講師）が、国東市安岐町の路上において警察から停止を求められ、アルコール検査を行った結果、呼気から0.71ミリグラムのアルコールが検知され、酒気帯び運転により逮捕されました。

同非常勤講師に対しましては、事実関係を確認した上で、厳正に対処してまいります。

本件の発生に伴いまして、県教育委員会として、改めて全教職員に対して、綱紀粛正及び交通法規の遵守、飲酒運転の撲滅について徹底を図るよう県立学校並びに市町村立学校に通知いたしました。

今後とも、不祥事の根絶に向けて、綱紀粛正及び服務規律の保持の徹底に努めてまいります。

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

玉田委員 数値が高いなというのが、やっぱり率直な思いで。調べると0.15ミリグラムが基準で、その5倍ということで。さきほど、麻生委員からも少し触れていたんですけど、会計年度任用職員のもしかしてメンタルの部分であれば、平日の昼間からの飲酒ということであれば。それがあれば、学校とかでの相談体制というか、そういうのが職員はあるけれど、会計年度任用職員にはないとか、そういうものがもしかしたらあるのかなというふうに思ったんですけども。今はこの報告を基に、私も憶測の段階で話をしていますのでどうか分かりませんが、職場での相談体制を含めて、少し検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いましたものですから。職場には綱紀粛正の通知を送っているけれど、そのサポートも必要じゃないかなと思ったものですから。その辺がどういうふうになっているのか教えてください。

神屋教育人事課長 今回の件につきまして、まだ県教委としても本人の事実確認というのができていないんですけども、学校からの聞き取りの部分で言いますと、本人、次の日が休みだったということで、自宅で前の日の夜に焼酎を飲んで、翌日早朝に4時半頃ですか、目が覚めて、その日は休みということなので、残っていたお酒を飲んでもう1回就寝したというところです。

本人の日常の勤務状況につきましては、遅刻、欠勤等なく、特に勤務状況については問題なかったところを聞いております。メンタル面の部分ということについてなんですけども、勤務状況等を見たとき、昼間からお酒の臭いがするとかそういうところはなかったようですので、メンタル的なところというのは特になかったのかなというふうには思っております。

そういうメンタル面の相談対応というところにつきましては、こころのコンシェルジュとか、

教員OB・OGの方というところが学校を回って相談を受けるという体制を取っておりまして、そういう方の相談対象としては正規職員だけじゃなくて、非常勤講師の方も対象にして相談体制を取っております。

玉田委員 教員が不足して足りないという中で、やはりいろんな方々のマンパワーが必要ですので、是非そのサポートをお願いしたいと思います。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、次に、②の報告をお願いします。

小野義務教育課長 県立学びヶ丘中学校の開校準備の進捗状況について、御報告をします。

委員会資料の7ページをお開きください。

まず、①入学面談実施後の入学対象者についてですが、11月30日時点で36名となっております。そのうち外国籍の方は5名になります。対象者の方々には入学願書をお渡しし、現在提出をいただいているところであります。

続いて、②体験教室、オンライン体験講座の実施についてです。10月の体験教室には、28名の方に御参加いただきました。1月にも体験教室を実施する予定です。また、11月のオンライン体験講座には、11名の方に御参加いただいております。なお、令和8年度からスタートするオンライン講座につきましては、年間を通して受講された方々へオンライン講座修了証書をお渡しする予定です。

続いて、③校章の決定についてです。校章は、鶴崎工業高校3年の池本那奈さんの作品に決定しております。

④校歌の決定についてです。大分県出身のシンガーソングライターである阿部真央さんが作詞・作曲をした曲となっております。この後、学びヶ丘中学校の校歌を聞いていただきます。

続いて、⑤爽風館高校との連携についてです。学びヶ丘中学校職員は、12月15日から爽風

館高校内に完成する職員室に移動します。今後、もより一層爽風館高校との連携を密にし、準備を進めてまいります。

最後に、委員会資料の8ページに校歌の歌詞を添付しております。それでは、完成した校歌をお聞きください。

〔校歌再生〕（拍手する者あり）

清田委員長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

岡野副委員長 今、面談実施後の入学対象者を見てみると、本当に年代も様々であって非常にいいかなというふうにいるところなんです。70代と80代の方もいらっしゃる。本当にこの学校の意義みたいなものを今感じているんですが、周知の仕方とか募集とかはどういう形で行っていたのか、少し伺ってもいいですか。

小野義務教育課長 周知の方法につきましては、あらゆるメディアを使ったり（「あらゆるですか」と言う者あり）、様々な団体に、数え切れないんですけども、多くの団体に行って説明を申し上げまして、かなり広く周知をしてまいりました。時には、大分駅の前に職員と一緒に立ってチラシを配布したりという活動もさせていただきましたので、また、多くのメディアが取り上げていただいたことで、特に尾島春夫さんが体験教室に来たりして、その影響もあるのかなと思います。

岡野副委員長 是非本当に学び直したい、学びたいという方々のための学校になるように期待しております。

吉村委員 歌詞の中に立ち尽くす私もゆるすよ、うなというような歌詞があって、正しくこの学校のいろんな背景や立場を抱えた人たちがここで認められていくという、何かそういうものが伝わってくるんですけども、その中には今副委員長から言われたいろんな年齢層がありますけれども、外国籍の方も何名かおられるということで、この方々の実際の日本語の力がどの程度なのかということ。それによっては多分、日本語指導をかなりきめ細かくやらなければ

ん部分があると思うんですけど、まずそこを一つお聞かせください。

小野義務教育課長 外国籍の方の状況について、御説明いたします。

まず、日常会話や平仮名の読み書きは、5人ともおおむね問題はないかなと。会話はできるということです。ただ、漢字の理解に課題がある方とか、日常会話が可能でも少し内容が複雑になったり抽象的な特有な専門的な言葉になると、理解が難しいということでもあります。5名の方については5名の実態に応じた、具体的に言うと、国語と英語の授業を行う中で、日本語指導は行っていきたいと考えております。

吉村委員 是非その辺の方々に、丁寧な個別指導的な部分もよろしくお願ひしたいと思うんですけども。もう一つ、この36名と自分が考えていたよりちょっと多いぐらいのかなと思っただんですけども、居住地的にはどんな感じですか。つまり、比較的大分市を中心としたところなのか。それと、ここでは受講できない方々がオンライン講座という形になるのかなと思うんですけども、どの範囲の方々がここに来られるかということがおおよそ分かれば。

小野義務教育課長 36名の方の居住ですが、大分市がやはり多いです。基本的には車で通える範囲ということで、日出町の方が1人いまして、また別府市、そして竹田市の方もございます。

吉村委員 是非なかなか通いたくても通えない方へのオンライン講座ということも充実させていただければなというふうに思いますし、いろんなお気持ちでもう一回学び直しをしようということです。いつかもお話ししましたが、校長先生等はまだ決めて、ここに配置される教職員の方々も皆さん、教員は十分お分かりだと思っただんですけども、是非こういう方々に寄り添った、実践をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

末宗委員 この校歌、俺が小学校から高校までは1番から3番までであったんだけど、これは何番まであるのか知らんけど、こんな学校が今何校あるのか、ちょっと教えてくれんかい。

小野義務教育課長 どこまでが1番でどこまでが2番かというのと、私もなかなか答えづらいところがあるんですけども、作詞・作曲を作ってくれた真央さんの一連のストーリーと言いますか、学びヶ丘中学校の生徒が学校に通って、そして自己実現をして……（「そんなことはいき。要するに、これは1番だけなんだろう。全部で1番だろう。大分県にそんな学校が何校あるの」と言う者あり）各学校の校歌が何番までかというのは、正直全部把握はしておりませんが、直近であれば津久見中学校という新しい学校がありますけれども、その津久見中学校の校歌につきましても、いわゆる大分県出身のシンガーソングライターの方が作っているんですけども、同じように今までのような校歌の1番と2番とはっきり分からない、真ん中あたりでちょっと違った曲調があったり、非常にオリジナルに富んだ校歌になって……（「そういうのはいいんじゃないけど、原因ぐらい聞いちゃってくりい」と言う者あり）はい、分かりました。（笑う者あり）（「阿部真央さんに聞いてみましょうか」と言う者あり）（「理屈ぐらいは」と言う者あり）はい、聞いておきます。

麻生委員 私も歌についてなんですけど、さきほどの流れたのは本人じゃないでしょう。（「はい」と言う者あり）だから、是非これは、学びヶ丘中学校について、真央さん自身が思いを込めて作られたと思うんですね。だから、その思いを込めた本人の歌をやっぱりちゃんと収録をして、それをお伝えすると。学ぶ方々が、それぞれがこの歌を自分の歌として、自分の歌い方で歌えばいいわけでしょう。だから、そこら辺が何かちょっと伝わってこないなと思ったものですから。歌一つでも、これは校歌というのはとても重要です。私も高校の校歌が大好きで誇れる一つなので。それと同じように、ちゃんと御本人の思いをやっぱり伝えてもらうということが大事じゃないかな。そういう努力をしているんでしょう。著作権の問題とかで本人は歌うところまで入っていないとか、そんなことは言わないでしょう。

小野義務教育課長 とても大切な御意見をあり

がとうございます。

来年度、開校式典を4月21日に予定しております。この開校式典の中に、作詞・作曲者である阿部真央さんに来ていただけるように今依頼をしているところです。まだ確定はしておりませんが、その努力はしていきたいというふうに考えております。

清田委員長 我々は先般、神戸の夜間中学、もうお聞きになっているかもしれませんが、実態はもう8割方外国人の日本語学校化してまして、給食費も授業料も無償と。

そして、実際現地の教頭先生から伺ったのは、中にはあまり志の良くない方もたまに入ってきて就学しているということで、定期の割引とか就学支援とか、またさらに公共の支援を。不正にとまでは言いませんけど、学校にはほぼ来ないのに、そういう方もたまにはいらっしやるという状況です。

まず、そこで質問ですが、外国籍の方にこういう教育の場があるのはいいんですけど、有償化するというのは法律上無理なんでしょうか。

小野義務教育課長 県立夜間中学校につきましては、義務教育の学び直しの場合であると。あくまでも義務教育ということでありますので、授業料は無償であるということです。

清田委員長 先々、神戸のような状態にならないとも限らないんですね。その中で、県として国に対して、国籍のない方に対しては、帰化されて国籍を持っていれば日本人ですから義務教育ということでもいいんですけど、国籍のない、この夜間中学に関しては、やっぱり当然ある種の費用をいただくという費用負担をいただくとか、何らかそういうことも考えていただきたい旨の法改正の要望等を考慮すべきじゃないかと。私は正直、県外調査に行っても思ったんですけども、その辺の問題意識が持たれているのでしょうか。

小野義務教育課長 まず、今回、本県が入学対象者に対して行ったのは、一人一人に対して面談を行っております。実際に、中学校時代の学習や生活の状況又は本人の生活プラン等も踏まえて、そして、御親族の同意もお聞きしながら

学年等も決定していきました。丁寧な手続を踏んでおります。

外国籍の方なんですけど、やはり日本語指導教室と勘違いをされて来られた方も確かにおります。私たちは、今回の5名に限っては、この夜間中学校というのは日本の義務教育の学校なんだというそのシステムをしっかりと説明した上で、入学を希望してきた方がこの5名にあたるので、そういった日本語を学びたいことだけが目的の方は実はお断りしております。今後、そういったことは十分配慮していきたいと思っております。

清田委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方は、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

末宗委員 今、委員長が県外視察の件を言ったんだけど、あれは兵庫県やったね。（「はい」と言う者あり）兵庫県に行ったとき、教育委員会の幹部やったんじゃろうけど、一番言うたのが、いろいろな方針を決めるときに、けんけんがくがくの意見を交わし合うち言うんや。大分県でけんけんがくがくの意見を交わしたのはあるんじゃろうかとそのとき思うてね。だから、その報告を聞いたとき、ようできとるんよ、兵庫県の方針がね。非常に問題が起きたときでんが、耐えられるような議論をしてるんだらうね、多分。大分県はごますりが多いもんじゃき、なかなかけんけんがくがくがならんや。そこあたりはどこが担当か知らんけど、そういうのを強く感じたんだけどね。大分県の教育委員会が劣っているなどそのとき随分感じたんだけど、そこあたりどげかね。

小野義務教育課長 この夜間中学校……（「何課長が答えよんの」と言う者あり）（「義務教育課長」と言う者あり）

清田委員長 まず、義務教育課長が。

小野義務教育課長 この夜間中学校……（「夜間中学じゃないんじゃ、全体」と言う者あり）

山田教育長 兵庫県が何に関して議論をしてということなのかちょっと分からないんですけども、私どもは教育の政策、方針、予算に関して相当内部でいろんな議論を重ねて決めておまして、結果としてなかなか末宗委員の御満足のいくものが出てこないということはあるかもしれませんが、少なくとも、別にトップダウンで何か決めているとか、上に付度して決めているとか、そういったことは一切ないんじゃないかと思っております。

末宗委員 教育長がお答えしてくれたとき、教育長に聞きたいんだけど。例えば、今、大分県で高校の全県一区の改正とかいろんな、あれは特別大きな問題なんだろうけど、そのときに、どんだけけんか腰でけんかして決めたらうかというのが分からないから、今そういうのを聞いたんだけどね。メリット、デメリットとか、あんまりデメリットは言わんしね。そういう問題とか、そういうのを言わんから、なかなか心配が絶えないんや。本当になるやろうかというのがね。そういうのを踏み越えておったら、そこまで心配せんのだけどね。そこあたりが足りんと思ったとき、今のような発言をしたんだけどね。そこあたり大丈夫かい。来年悪かったときは、もうすぐ何日もせんで変えるかい。

山田教育長 御心配いただきまして、どうもありがとうございます。

全県一区の話为例に取りますと、例えば、私がびっくりしたのは、議会の答弁のときにも確か申し上げたと思うんですけど、学校長向けのアンケートを取ったら賛成が5割しかいなかったですね。もうちょっと付度があるかと思ったら、全くそうじゃない。皆さん本当に思ったとおりのことを書いて、半分は反対だったんですよ。

そういうことで、実際に教育の世界で、特に教育って知事部局以上に縦系列じゃなくて、それぞれが独立して学校の経営を任されている校長先生、現場からの意見というのは本当に率直なものが上がってきます。そういったところで

議論を重ねながら決めていると。学校の関係者だけじゃなくて、今回は特に有識者会議を開いて何度も議論を重ねて結論を出したということで、そういう意味で、決してトップダウンで結論ありきというようなことではないということで、御理解いただければと思っております。

末宗委員 一つ最後に言わせてもろうたら、大体アンケートとか有識者会議というのはほとんど無意味なんや。特にアンケートとか誘導尋問が多いき、非常に無意味になって、それで本質を隠すような感じになってしまっただけね。本当に本質を議論するのは、本当に県の職員を把握して、県の幹部が自分で決断せんと悪いのを、そういうのを隠れみのにやるから、うまくいかんのだろうと思うけど。兵庫県は結構本当に本質的にやりよるみたいやったよ。そこあたり、視察の感想で言うちよくわ。頑張ってくれ。

麻生委員 先日、博士ちゃんというテレビかな、あれを見てまして。世界遺産のサグラダ・ファミリアの彫刻を担当した主任彫刻家の外尾悦郎さんという日本人が、門戸をたたいてあその建設に関わっていると。日本人でそんな人を知らなくて、早速ガウディの伝言という著書を拝見して感動したんですけど。それをきっかけにいろいろ調べていくと、文部科学省内に世界遺産の保全活動とか国際理解とか文化交流をすることを目指した日本ユネスコ国内委員会というのが文部科学省内に設置をされて、各都道府県でも教育委員会の中に大分県は大分県ユネスコ協会連盟という形で、しっかり活動を支援していくということのようなことがなされているんですけど、大分県は今どういう状況になっているのかを分かれば教えてください。

手嶋文化課長 大分県のユネスコに関しましては、文化課の方に今大分県の事務局がありまして、大分県ユネスコ協会というところの団体とそこの会長とも何度か年に意見を交わしながら進めておまして、その団体が行う高校生を集めた交流会だとか、そういうところも含めて、一応補助金のような形で支出をして支援をしているというのが現状です。

麻生委員 是非これからの時代そういったこと

が重要になってくるでしょうし、大分県というのはAPUもあるし、それ以外の大学も非常に頑張ってくれている。そういう状況の中で、世界遺産とか、特にサグラダ・ファミリアの外尾悦郎さんがおっしゃっているように、目先のことじゃなくて、やっぱり次の代、その次の代までひっくるめてつないでいく。それくらい長い目で見ながら、やっぱり人材の育成とか、そういうことは絶対にこれは大事なことだということを本当に非常に痛感していますので。普通、文科省が文科省の中にそんな委員会を設置して、やるようなことはないと思うんですね。そういう意味では、外尾悦郎さんのガウディの伝言みたいな、そういったものが何かがあるんじゃないかなと。さきほど来から何か一生懸命おっしゃっている方もいらっしゃいますけど、正しくそういうことじゃないかなということを痛感していますので。是非その辺は頑張って支援して、形を何らか小さなことでもいいので、成功体験につながるような何か成果を、小さな成果を毎年積み上げて行ってほしいなど。そのことは強く求めておきたいと思います。

岡野副委員長 さきほどの佐賀関の今避難所にいる児童生徒、高校生を含めてなんですが、人数だけもう一度教えていただいて、状況が分かる範囲でいいので確認をさせていただいてよろしいですか。

鈴木教育改革・企画課長 今、人数ということでしたけれども、実は、これは大分市におきまして、具体的な人数というのは公表しておりません。したがって、大変恐縮ではございますけれども、我々といたしまして申し上げられることとしては、児童生徒そして教職員につきまして、身体生命に係る被害を受けた者はいないということでございます。

ただ、冒頭教育長から申し上げましたけれども、やはり今回の火災によって、心のケアが必要になってくるような場合というのも当然ございますので、そういったところにつきましては、大分市と連携しながらしっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

岡野副委員長 やっぱり通えないとか、物理的、

精神的、両方あると思うんですけど、そういった状況にならないように、是非大分市との連携をお願いいたします。

麻生委員 申し訳ないけど、今のことはよく分かったんだけど、全てにおいて大分市は被災者の人権を大事にということを行っているんだけど、非公表、非公開で内に、内に、内で、結果としてマイナスになっているような気もしてるので、その辺の公表の在り方もひっくるめて大分市と要は寄り添った形になればいいんだけど、何となく今そういう状況じゃなくて逆に行っているような気がするものですから、そここのところだけは指摘しておきたいと思います。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 委員外議員の方で、何かございませんか。

堤委員外議員 一つは、官製談合事件における問題点ね。あれは大分市の問題だけじゃないよね。結局、大分県としても、官製談合で運動団体との特異な関係の見直しとかいろいろ報告書に書かれていましたね。当然、県としてもそれは教訓として見ていると思うんだけど、まずあれを読まれてから県としてどのように対策を変えてきたのか、変えていくのかということが1点。

それともう一つは、部落解放同盟と全日本同和会との関係。これは中津北高校の賤称問題で、校長先生が解放同盟の事務所まで報告に行っているという。これは議会で質問したことがあるんだけど、そういうことを結局積み重ねてきた結果が、大分市の場合には今回のような官製談合につながっているというふうなことが報告書に書かれているわけだな。別にそれは入札だけの問題ではない。教育委員会も体育保健課とかいろいろところが、十何個の事業部分に関わっているということは結論付けているんだけど、県としてもそこら辺は解放同盟と全日本同和会のつながりが非常に強いから、そういうのを非常に危惧するわけだな。だから、その問題点をどういうふう考えているかということをもまず確認したい。平成28年の参議院の附

帯決議との問題もあるから、今後どういうふうにしていくかということを確認させてください。

もう一つは、この前、猿渡久子県議が一般質問で、南石垣支援学校の関係で、跡地活用を別府市の方に云々という話をしているけれども、それについて年度末までに方向性を出そうというふうに教育長は答弁したけれども。やっぱりいろんな意見があるわけだから、市民も含めて、そういう年度末という期日を決めなくても、もう少し時間をかけてやった方がいいのではないかなというふうに思うんだけど、その点について確認したい。その2点、ちょっと教えていただけますか。

栗本人権教育・部落差別解消推進課長 官製談合事件と県の対応について、お答えいたします。

今回、官製談合事件について、大分市から要請を受けた第三者委員会の報告を私ども公表部分については読んでおります。その中で、今回の事案に関しては、たまたまそのときだけのものということではなくてこれまで積み重ねた結果だと、今、堤議員がおっしゃるような内容が書かれておりました。また、部落解放同盟大分県連合会との関係についても、その中に存じ上げる状況でございます。

私どもとしましては、これが被告個人のものというのではなく組織的な働きかけがあったというふうに捉えておまして、今、生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課と協議しながら、今後の対応については慎重に判断していきたいというふうに考えているところでございます。

また、中津北高校の件についても御指摘がありましたけれども、今現在、私どもとしましては、学校内での人権教育の部分については県として主体性を持って指導をしていくようにしておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

深藏教育財務課長 さきほど南石垣支援学校の跡地の御質問がございましたが、答弁しましたとおり、今年の5月に別府市に対して検討を依頼する文書を出しておまして、現在、別府市の方で検討していただいているところということで承知をしております。

さきほど話がありましたように、今年度末を目途に、今、別府市に意向を回答していただく予定としておりますけれども、また別府市とも話をしながらどういったことで進めていくのかということも、別府市と連携をしながら進めていきたいと思っております。

堤委員外議員 部落解放同盟と全日本同和会、この関係性が非常にいびつな関係であったということが如実に書かれているよね。暴力事件があって、その告発を大分市がしなかったと非常に赤裸々に報告書に書かれている。正にこれは結局組織的な関わり合いということだから、今回のような事件が表立って出た。過去ずっと行われてきたわけだね。今回たまたま出たから、それについて出た以上は県としても、その運動団体は結局これまでもああいう利権をあたって暴力事件を起こしてきた。参議院の附帯決議まで付いたような団体でもあるということは認識を新たにすることによって、やっぱり今後の部落解放同盟との関わりとか全日本同和会とか、そういう関わり合いはやっぱりやめていかないかん。その点は是非強く要求をしておきたいし、生活環境部との関係で今後どうするかということは検討するということを行っているんだけど、そこら辺、教育委員会と生活環境部と問題はきちっと対応していくべきだというふうに思います。これは強く要求はしておきます。

南石垣のやつは、是非、年度末で一応締めるといふか、いろいろ地域からの要求も猿渡久子県議がああいう形で議会で言っているとおりいろんな要求が出ていますから、そういうのも含めて今後柔軟に対応して行って、もう締め切ったとならないようにしてくださいね。

神屋教育人事課長 さきほど、第125号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についての際に、私から説明させていただいた内容で1点訂正をさせていただきます。

特別支援学校とか特別支援学級とかで特別支援教育に携わっている先生たちに、教職調整額とは別に調整額が支給されているというお話をさせていただきました。その見直しについてなんですけれども、国の方では、一応令和9年の

1月から2年かけて、現在、本給の3%程度支給されている部分を1.5%程度、2分の1に縮減するというところで方針としては決定をしております。ただ、今年度の人事院勧告の中ではそこは触れられていませんので、恐らく来年度の人事院勧告の中でそれが触れられると思われれます。

清田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

清田委員長 それでは、内部協議に入ります。

まず、閉会中の継続調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

清田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

清田委員長 別にないので、これをもって、委員会を終わります。

お疲れ様でした。